



金 沢 市 公 報

号外第4号

平成25年(2013年)3月26日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 条 例 | |
| 金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例 (歴史建造物整備課) | 1 |
| 地域社会における共生の実現に向けて新たな 障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の 整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例 (障害福祉課) | 5 |
| 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例 (市立病院事務局) | 7 |
| 金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全 部適用させることに伴う関係条例の整理に関 する条例 (") | 8 |
| 金沢市新型インフルエンザ等対策本部条例 (危機管理課) | 12 |
| 金沢市女性センター条例 (市民参画課) | 13 |
| 金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職 員 課) | 15 |
| 市長等の給与の特例に関する条例の一部を改 正する条例 (") | 15 |
| 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例 (") | 16 |
| 金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正 する条例 (") | 17 |

| | |
|---|----|
| 金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課) | 19 |
| 金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する 条例 (地域教育センター) | 20 |
| 金沢湯涌江戸村条例の一部を改正する条例 (歴史建造物整備課) | 21 |
| 金沢市企業立地の促進に係る工場立地法の特 例等に関する条例の一部を改正する条例 (企業立地課) | 21 |
| 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部 を改正する条例 (公設花き地方卸売市場) | 22 |
| 金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (医療保険課) | 22 |
| 金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等 徴収条例の一部を改正する条例 (健康総務課) | 27 |
| 金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改 正する条例 (景観政策課) | 27 |
| 金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例 (道路管理課) | 28 |
| 金沢都市計画事業金沢駅西土地区画整理事業 施行に関する条例を廃止する条例 (都市計画課) | 29 |
| 金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する 条例 (医療保険課) | 30 |

条 例

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第1号

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例

目次

- 第1章 総則 (第1条—第7条)
- 第2章 金澤町家の保全及び活用の推進に関する基本的な施策等 (第8条—第19条)
- 第3章 金澤町家保全活用審議会 (第20条—第22条)
- 第4章 雑則 (第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の歴史、伝統及び文化を伝える貴重な資産である金澤町家の保全及び活用の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、所有者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、金澤町家を次代に継承し、もって歴史的なまちなみの保全、文化的景観の保存及び個性豊かで魅力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金澤町家 本市の区域内に存する伝統的な構造、形態又は意匠を有する木造の建築物（寺院、神社、教会その他これらに類するものの建築物を除く。）のうち、本市の歴史、伝統及び文化を伝える建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行の際現に存していたものをいう。
- (2) 文化的景観 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第5号に規定する文化的景観をいう。
- (3) 所有者等 金澤町家を所有する者又は使用することができる権利を有する者をいう。
- (4) 事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者並びに金澤町家の保全及び活用に係る設計又は施工を業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 金澤町家の保全及び活用の推進は、金澤町家が本市の歴史、伝統及び文化を伝える貴重な資産であることを認識して行われなければならない。

2 金澤町家の保全及び活用の推進は、市、市民、所有者等及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、金澤町家の保全及び活用の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民、所有者等及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、金澤町家の保全及び活用についての理解と関心を深めるよう努めるとともに、本市が実施する金澤町家の保全及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の役割)

第6条 所有者等は、基本理念にのっとり、自らが所有し、又は使用する金澤町家の現状を把握し、その保全に努めるとともに、本市が実施する金澤町家の保全及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、金澤町家の保全及び活用に配慮するよう努めるとともに、本市が実施する金澤町家の保全及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、金澤町家の保全及び活用に必要な技術又は知識について理解を深めるよう努めるものとする。

第2章 金澤町家の保全及び活用の推進に関する基本的な施策等

(金澤町家の保全及び活用の推進に関する基本方針の策定)

第8条 市長は、金澤町家の保全及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、金澤町家の保全及び活用の推進に関する基本的な方針（以下「保全活用推進基本方針」という。）を定めなければならない。

2 保全活用推進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 金澤町家の維持及び修復に関する事項
- (2) 金澤町家の居住性及び利便性の向上に関する事項
- (3) 金澤町家の活用の促進に関する事項
- (4) 金澤町家の保全及び活用に係る市民等の意識の醸成及び人材の育成に関する事項
- (5) その他金澤町家の保全及び活用の推進を図るために必要な事項

3 市長は、保全活用推進基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、金澤町家保全活用審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保全活用推進基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、保全活用推進基本方針を変更する場合について準用する。

(金澤町家の維持及び修復)

第9条 市長は、関係機関と連携して、金澤町家の維持及び修復に関し必要な施策を実施するものとする。

(金澤町家の居住性及び利便性の向上)

第10条 市長は、金澤町家の居住性及び利便性の向上を図るため、金澤町家の改修、耐震性能の向上等に関し必要な施策を実施するものとする。

(金澤町家の活用の促進)

第11条 市長は、金澤町家の活用の促進するため、空き家となっている金澤町家について、有効な活用の方策が見込まれるときは、所有者等又は事業者に対し、必要な協力を要請することができる。

(普及啓発)

第12条 市長は、金澤町家の保全及び活用についての市民等の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 市長は、金澤町家の保全及び活用に必要な技術、技能及びこれらに関する知識について習熟した者の育成に努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市長は、金澤町家の保全及び活用の推進に関する施策を効果的に実施するため、金澤町家の現状を把握し、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(援助)

第15条 市長は、第19条第4項に定めるもののほか、金澤町家の保全及び活用の推進を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第16条 市長は、金澤町家の保全及び活用の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(金澤町家保全活用支援団体)

第17条 市民等は、金澤町家の保全及び活用を図ろうとする者を支援する活動を行う団体(以下「保全活用支援団体」という。)を組織することができる。

(金澤町家保全活用支援計画)

第18条 保全活用支援団体は、前条の活動に関する計画(以下「保全活用支援計画」という。)を策定することができる。

2 保全活用支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 名称

(2) 目標及び方針

(3) 自主的な取組に関する事項

(4) その他必要な事項

3 保全活用支援団体は、保全活用支援計画を策定するに当たっては、保全活用推進基本方針と調和するよう努めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(金澤町家保全活用推進協定)

第19条 保全活用支援団体は、前条の規定により保全活用支援計画を策定したときは、市長と金澤町家の保全及び活用の推進に関する協定(以下「保全活用推進協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、保全活用推進協定を締結しようとするときは、金澤町家保全活用審議会の意見を聴くことができる。

3 前項の規定は、保全活用推進協定を変更する場合について準用する。

4 市長は、保全活用推進協定を締結したときは、当該保全活用推進協定の締結に係る保全活用支援団体に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

第3章 金澤町家保全活用審議会

(金澤町家保全活用審議会)

第20条 金澤町家の保全及び活用を推進するため、金澤町家保全活用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第21条 審議会は、この条例に規定する事項その他の金澤町家の保全及び活用に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、金澤町家の保全及び活用に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、金澤町家の保全及び活用に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第2号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第20号中「障害程度区分認定審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」に改める。

(金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条 金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条 金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(金沢市障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第6条 金沢市障害者施策推進協議会条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 本市における障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画に関し、同法第88条第9項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

（金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正）

第7条 金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第8条 金沢市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条（見出しを含む。）中「金沢市障害程度区分認定審査会」を「金沢市障害支援区分認定審査会」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第9条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第3章の章名中「指定障害福祉サービス事業等」を「指定障害福祉サービスの事業等」に改める。

第7条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第51条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第10条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア(イ) a (a)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」

に改め、同項第2号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第24条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第1項第5号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第13条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第3号

金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 管理者の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。ただし、管理者が医師である場合にあつては、当該管理者の受ける給与は、これらの給与のほか、給料の調整額、初任給調整手当及び医療従事手当とする。

2 管理者の給料月額は、746,700円とする。

3 給料の調整額の月額は、給料月額の100分の25を超えない範囲内において市長が定める額とする。

4 初任給調整手当の月額は、306,000円を超えない範囲内において市長が定める額とする。

5 医療従事手当の月額は、80,000円とする。

6 期末手当の額は、給料月額（管理者が医師である場合にあつては、その額に給料の調整額の月額を加算した額。以下同じ。）にその給料月額に100分の40を乗じて得た額を加算した額に、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

7 前各項に定めるもののほか、給与の支給については、一般職の職員の例による。

（旅費）

第3条 管理者の旅費及びその支給方法は、金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）の例による。

2 前項の旅費の額は、副市長に支給すべき額に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第4号

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては、30,000円）」を削る。

別表第3アの表の備考、イの表の備考及びウの表の備考中「、病院」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「公営企業管理者」の次に「及び病院事業管理者」を加える。

第11条の2中「待機手当は」の次に「、企業局の職員で」を加え、「職員」を「もの」に改める。

（金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（市場事業の設置）」を付する。

第2条に見出しとして「（経営の基本）」を付する。

第3条を次のように改める。

（資本剰余金）

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

本則に次の5条を加える。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない市場事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）50,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により市場事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、市場事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 市場事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000,000円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、市場事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市場事業の経済状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号の2及び第27号の2を削る。

第4条第1項第1号中「又は市立病院」を削る。

第4条の2を削る。

第5条第1項を次のように改める。

感染症防疫作業等手当は、保健局に所属する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(4類感染症、5類感染症及び指定感染症を除く。以下「感染症」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、看護等の作業又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。

第5条第2項中「(同項第1号に規定する市長が認める作業に従事した場合にあっては、290円を超えない範囲内で市長が定める額)」を削る。

第6条を次のように改める。

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、保健局に所属する職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき230円とする。

第10条第1項第1号中「市立病院に所属する職員のうち、市長が定める職員、」を削る。

第18条及び第19条を次のように改める。

(医療従事手当)

第18条 医療従事手当は、保健局に所属する医師で、医療に関する業務に従事するものに対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務1月につき30,000円を超えない範囲内において市長が定める。

(機能訓練業務手当)

第19条 機能訓練業務手当は、保健局に所属する理学療法士又は作業療法士が、機能訓練に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき340円とする。

第29条の2を削る。

第30条第1項中「勤務時間」の次に「(サービス等条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)」を、「深夜」の次に「(午後10時後翌日午前5時前の間をいう。)」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

(金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(市場事業の設置)」を付する。

第2条に見出しとして「(経営の基本)」を付する。

第3条に見出しとして「(準用)」を付し、同条第1項中「金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)第5条の2第2項から第10条まで」を「金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第2号)第3条第2項及び第4条から第8条まで」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「金沢市病院事業の設置等に関する条例第5条の2第1項」を「金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例第3条第1項」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正)

第6条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「公営企業管理者」の次に「、病院事業管理者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている第6条の規定による改正前の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(以下「旧情報公開等条例」という。)の規定による行政情報の公開の請求又は自己情報の公開、訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求のうち、病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係る請求は、同条の規定による改正後の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(以下「新情報公

開等条例」という。)の規定により病院事業管理者に対してされている行政情報の公開の請求又は自己情報の公開、訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際現にされている旧情報公開等条例第33条の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てのうち、病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係る異議申立てについての実施機関は、なお従前の例による。
- 4 前2項に規定するもののほか、施行日前に旧情報公開等条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、新情報公開等条例の相当規定によってしたものとみなす。

金沢市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第5号

金沢市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、金沢市新型インフルエンザ等対策本部(以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席をした者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市女性センター条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第6号

金沢市女性センター条例

金沢市女性センター条例（昭和44年条例第36号）の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 本市は、金沢市男女共同参画推進条例（平成13年条例第80号）第2条第1号に規定する男女共同参画に係る研修、情報の提供等を行うとともに、女性の自主的な活動の場として利用に供し、もって男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 女性センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市女性センター

(2) 位置 金沢市三社町1番44号

(事業)

第3条 金沢市女性センター（以下「女性センター」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 男女共同参画に関する研修会、講座等の開催に関すること。

(2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関すること。

(3) 男女共同参画に関する市民の活動及び交流の支援に関すること。

(4) 市民への施設及び設備の提供に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 女性センターに、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 女性センターの開館時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要がある

と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の対象者）

第7条 女性センターを使用することができるものは、原則として本市に住所を有する女性又はこれらを構成員とする団体とする。

（使用の承認）

第8条 女性センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

（使用の承認の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、女性センターの使用を承認しないものとする。

(1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

（使用の承認の取消し等）

第10条 市長は、第8条の規定により使用の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、女性センターの使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 使用の申請に偽りがあったとき。

（損害の賠償）

第11条 女性センターを利用する者は、女性センターの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市女性センター条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の女性センターの使用についてその承認を受けているものについては、改正後の第8条の規定により女性センターの使用の承認を受けたものとみなす。

3 施行日の前日において金沢市女性センター運営委員会の委員である者の任期は、旧条例第9条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第7号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公営企業管理者」の次に「、病院事業管理者」を加える。

第2条第1項中「2,133人」を「1,793人」に、「421人」を「419人」に、「383人」を

| | | | |
|------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 「 | (4) 議会の事務部局の職員 18人 | 「 | (4) 病院事業管理者の |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人 | (5) 議会の事務部局の | (5) 議会の事務部局の | (5) 議会の事務部局の |
| 「382人」に、 | (6) 監査委員の事務部局の職員 9人 | を | (6) 選挙管理委員会の |
| (7) 農業委員会の事務部局の職員 6人 | (7) 農業委員会の事務部 | (7) 監査委員の事務部 | (7) 監査委員の事務部 |
| (8) 消防長の事務部局の職員 410人 | (8) 消防長の事務部局 | (8) 農業委員会の事務 | (8) 農業委員会の事務 |
| 」 | (9) 消防長の事務部局 | (9) 消防長の事務部局 | (9) 消防長の事務部局 |

事務部局の職員 329人

職員 18人

事務部局の職員 6人

局の職員 9人

部局の職員 6人

の職員 414人

に、「3,385人」を「3,376人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第8号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年3月31日まで」を「平成26年3月31日まで」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（病院事業管理者の給料月額等の特例）

第4条 病院事業管理者（医師を除く。）の給料月額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成25年条

例第3号)第2条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額等は、同項に規定する額とする。

- 2 病院事業管理者(医師に限る。)の給料月額等(給料月額に給料の調整額の月額を加算した額をいう。以下この項において同じ。)は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する額に同条第3項に規定する額を加算した額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額等は、同条第2項に規定する額に同条第3項に規定する額を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第9号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「により職員」の次に「(55歳以上の職員で市長が定めるものを除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第7項を次のように改める。

- 7 55歳以上の職員で市長が定めるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

第12条の5第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条の4第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正